

1 1 異常気象時等の対応について

1 台風接近時の対応について

台風接近により、その日の午前6時の時点で安芸高田市に、大雨・暴風・洪水警報が1つでも発令されている時は、**「臨時休業」**にする。

◆教育委員会より指示をうけ、学校より、メール配信等で連絡する。

※「臨時休業」の場合は、危険なので外出を避け、家の中で、読書や自主学習をするよう指導する。



2 台風以外の異常気象時の対応について

午前6時の時点で安芸高田市に大雨・暴風・洪水等の警報発令時には、甲田町内小中学校で協議の上、**「臨時休業」**、又は、**「自宅待機」**等の措置をとるかの判断をする。措置を講ずる場合は、学校よりメール配信等で連絡する。

※「自宅待機後」に登校させる場合は、職員で手分けをして通学路の安全点検及び登校指導を行う。

3 登校後の異常気象時の対応について

登校後、安芸高田市に大雨・暴風・洪水警報の1つでも発令があった場合

◆甲田町内小中学校で協議のうえ、**「授業を打ち切り下校」**・**「学校待機」**等の措置をとるかの判断をする。措置を講ずる場合は、学校よりメール配信等で連絡する。

(1)「授業を打ち切り下校」の場合

①保護者に連絡し、迎えを待たせる。

②保護者が迎えに来られないときは、夕方まで学校で待機させる。

→状況に応じて校長が判断する。

(2)「学校待機」の場合

授業を行う。下校時の対応は(1)に準ずる。

4 その他、大雪・熊の出没・重大事件発生等の場合

◆大雪等気象に関する場合は、上記2・3の措置に準ずる。

◆熊の出没・重大事件発生等の場合

・情報収集に努め、教育委員会・校長会・PTA会長等と協議の上、児童の安全を確保する。

5 雷発生時の下校の対応について

下校時刻に雷が発生している場合

◆学校長の判断により、児童の集団下校をさせず、学校に待機させる。

学校よりメール配信等で連絡する。

(1) 徒歩・バスで下校する児童に対して

① 保護者に連絡し、迎えを待たせる。・・・迎えは、職員玄関にお越しください。

② 保護者が迎えに来られないときは、夕方まで学校で待機させる。

→状況に応じて校長が判断する。

(2) 児童クラブ、またはそれに準ずる場所に行く児童に対して

① 学校の教職員が児童クラブまで引率する。または、迎えの職員に引き渡す。

② 保護者は、児童クラブ等にいつも通り迎えに行く。